

平成 28 年度第 1 回上越市女性サポートセンター運営委員会次第

日時 平成 28 年 4 月 28 日(木)
午前 10 時～
会場 高田地区公民館 第 5 研修室

開 会

1. あいさつ
2. 自己紹介
3. 議 題
 - (1) 平成 27 年度事業について
 - (2) 平成 28 年度事業計画について
 - (3) その他
4. その他

閉 会

上越市女性サポートセンター運営委員会委員名簿

任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日

No.	氏名	役職等	備考
1	阿部 和子	学識経験者	委員長
2	片所 真理子	女性労働者の代表者	
3	齊京 貴子	女性労働者を雇用する者の代表者	
4	中島 恒光	関係行政機関の職員	
5	上原 みゆき	公募に応じた市民	副委員長 公募

平成 28 年度 女性サポートセンター事業実施計画

■女性講座「(仮) ～居心地のよい場所づくり～」

※ 日時・タイトル・内容を検討

実施期間	講師	定員	保育ルーム
12月上旬	未定	20人	あり
内 容	家庭や職場での人間関係、子供関係の付き合いなどをテーマに、講義とグループワークおよび質疑応答		

■女性講座「(仮) 前向きに『働くこと』を考える～自分の思いを形にする方法～」

※ 日時・タイトル・内容を検討

実施期間	講師	定員	保育ルーム
12月中旬	未定	20人	あり
内 容	自分の夢や思いを形にし、社会へ発信する活動を行っている女性から、現在に至る経緯やアイデアを形にする方法についてのお話をお聞きし、自分らしく働くこと、キャリアを活かし、再チャレンジすること、自分の起業を考えるきっかけとする。		

■家計と暮らし講座「(仮)～老後の不安を解消しよう～」

※ 日時・タイトル・内容を検討

実施期間	講師	定員	保育ルーム
7月中に毎週開催 時間はいずれも 午前10時～正午 (全3回)	未定	20人	あり
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回：老後に必要なお金を計算してみよう ・第2回：老後のための資金作り① ・第3回：老後のための資金作り② 		

■女性のためのリフレッシュセミナー「(仮)～心と体を整えよう～ヨガ編」

※ 日時・タイトル・内容を検討

実施期間	講師	定員	保育ルーム
7月～12月 隔週または毎週開催 時間はいずれも 午後1時45分～3時 (全6回)	上越市内のヨ ガインストラ クター	20人	あり
内 容	第1回～第6回： ヨガの実践 候補：ヨガ、瞑想、ヨーガ療法、リンパマッサージ、笑いヨガ		

<女性のためのリフレッシュセミナーについて>

～昨年度を振り返って～

- 昨年度ストレッチ体操の講座が好評だった
- 講座回数について、3回では短い、5回が適当という意見が多かった
(継続して取り組みたい、体実感として感じるには3回より多いほうがよい、事情により欠席する場合もあるため回数は多いほうがよい等)
→今年度は女性のためのリフレッシュセミナー6回分をすべて使って、体を動かす講座を実施するのがよいのではないかと

～講師について～

同じ講師にすべての講座を依頼するかどうか

メリット ヨガ初心者でもステップアップしながら習得できる

デメリット 講師の都合がつかない可能性あり

平成28年度事業計画（案）

■ 事業方針

女性の社会進出が進み、個人のライフスタイルやニーズが多様化している今日、より広いテーマで女性が集い・学ぶきっかけとなる場を提供するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて女性の能力発揮を支援する事業を行います。

また、市域全体の女性の仲間づくりや社会参加の機会を提供し、一体感の醸成を図り、まちづくり活動へつなげていきます。

■ 重点事項

- 1 「女性講座」においては、女性が能力を発揮している現場を通して自分らしい生き方や働き方を学びます。
- 2 「家計と暮らし講座」及び「女性のためのリフレッシュセミナー」では、家計を守るための基礎知識や、日々の生活の中で役立つ内容をテーマに、女性が気軽に集い・学ぶ中で仲間づくりを推進します。

■ 事業計画

講座名	回数	定員(人)	開催時期
女性講座	2	20	12月
家計と暮らし講座	3	20	7月
女性のためのリフレッシュセミナー	6	20	7月～12月
合計	11	60	—

平成28年度 事業概要

上越市女性サポートセンター

も く じ

1. 平成 27 年度決算・平成 28 年度予算	1
2. 平成 28 年度事業計画	3
3. 平成 27 年度事業実施状況	4
4. 平成 27 年度施設利用状況	8
5. 施設概要	10
6. 活動グループ数	12
7. 委員及び職員数	12

附 表

上越市女性サポートセンター条例	13
上越市女性サポートセンター条例施行規則	16
上越市女性サポートセンター運営委員会規則	17

1 平成27年度決算・平成28年度予算

(1) 女性サポートセンター管理運営

● 歳入

(単位：円)

科目	H28年度予算	H27年度決算 (見込み)	平成28年度予算の主な内容
使用料	1,198,000	1,078,090	使用料
一般財源	2,645,000	2,470,901	
合計	3,843,000	3,548,991	

● 歳出

(単位：円)

科目	H28年度予算	H27年度決算 (見込み)	H28年度予算の主な内容
報酬	40,000	20,000	運営委員報酬 年2回
報償費	0	0	
旅費	4,000	2,464	運営委員費用弁償
需用費	2,851,000	2,726,100	
消耗品費	42,000	35,000	事務用消耗品費
印刷製本費	0	0	
光熱水費	2,569,000	2,521,972	ガス・水道・電気料
修繕料	240,000	169,128	施設一般修繕料
役務費	17,000	16,200	
通信運搬費	0	0	
手数料	17,000	16,200	ピアノ調律料
保険料	0	0	
委託料	597,000	401,760	施設維持管理委託料 等
使用料及び賃借料	334,000	382,467	複写機借上料、下水道使用料 等
合計	3,843,000	3,548,991	

※ 職員給与(報酬)は、公民館事業費に計上

(2) 女性サポートセンター事業（講座）

● 歳入

（単位：円）

科目	H28年度予算	H27年度決算 （見込み）	平成28年度予算の主な内容
受講料	20,500	15,800	講座受講料
一般財源	92,440	93,752	
合計	112,940	109,552	

● 歳出

（単位：円）

科目	H28年度予算	H27年度決算 （見込み）	H28年度予算の主な内容
報償費	85,700	104,800	講座講師謝金、保育ボランティア謝金
旅費	3,080	4,752	講座講師費用弁償
需用費	0	0	
消耗品費	0	0	
役務費	24,160	0	
手数料	24,160	0	講座講師派遣手数料
合計	112,940	109,552	

2 平成28年度事業計画

■ 事業方針

女性の社会進出が進み、個人のライフスタイルやニーズが多様化している今日、より広いテーマで女性が集い・学ぶきっかけとなる場を提供するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて女性の能力発揮を支援する事業を行います。

また、市域全体の女性の仲間づくりや社会参加の機会を提供し、一体感の醸成を図り、まちづくり活動へつなげていきます。

■ 重点事項

- 1 「女性講座」においては、女性が能力を発揮している現場を通して自分らしい生き方や働き方を学びます。
- 2 「家計と暮らし講座」及び「女性のためのリフレッシュセミナー」では、家計を守るための基礎知識や、日々の生活の中で役立つ内容をテーマに、女性が気軽に集い・学ぶ中で仲間づくりを推進します。

■ 事業計画

講座名	回数	定員(人)	開催時期
女性講座	2	20	12月
家計と暮らし講座	3	20	7月
女性のためのリフレッシュセミナー	6	20	7月～12月
合計	11	60	—

3 平成27年度事業実施状況

■女性講座「私らしく働くために～コミュニケーション力を磨く～」

実施期間	講師	定員	申込数	応募率	受講者数	延人数	出席率	保育利用
3月14日(月)	キャリア・アドバイザー 土井恵子さん	20人	14人	70%	13人	13人	92.9%	7人
内 容	<p>○女性が家庭で培った仕事力を生かし、社会で活躍するために、コミュニケーション力をブラッシュアップする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイスブレーキング「連想しりとりゲーム」 ・「女性が輝く社会」と「私らしく働く」(講話) ・第一印象と情報伝達・アピール力・アプローチ力・会話を磨く・気持ちが楽になる「組織の仕組み」・やる気の法則・質疑応答 							
担当評価	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度も大変好評だったキャリア・アドバイザーの土井恵子さんから、「コミュニケーション力を磨く」をテーマに講義をしていただく。講義の中で、人を変えるのは難しいが、自分是被えられる。また、「コミュニケーションの基礎は相手の目を見て、笑顔で接すること」と言われたことに皆納得。 ・今回は、1回の講座でかなり大きなテーマを2時間で講義いただいたが、回数を増やしてほしいとの声もかなり上がり、講義終了後も講師に質問されていて受講者の熱心さがうかがえた。 <p>○ アンケート結果 受講生13人中、13人回答 非常に満足=5名、満足=6名、普通=2名</p>							

■家計と暮らし講座「～お金の不安を解消～」

実施期間	講師	定員	申込数	応募率	受講者数	延人数	出席率	保育利用
11月20日(金) 11月27日(金) 12月4日(金) (全3回)	県金融広報 アドバイザー 藤野茂樹さん	20人	10人	50%	5人	21人	70%	4人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回：子供に教えるお金の上手な使い方と与え方 ・第2回：学資保険の基礎知識について ・第3回：青少年を狙った金融トラブルの実態 							
担当評価	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で関心の強い話題をテーマに実施した。講師の懇切丁寧な講義や、終了してからの受講者からの質問にも積極的にアドバイスされ、難しく思われがちなテーマを分かりやすく講義され大好評 ・回数を増やしてほしいとの意見もあり、更にタイトルなどの仕掛けづくりでもっと受講者が増えるものと確信する <p>○ アンケート結果 受講者7人中、7人回答 非常に満足=3名、満足=3名、普通=1名</p>							

■女性のためのリフレッシュセミナー「香りと健康～アロマテラピー～」

実施期間	講師	定員	申込数	応募率	受講者数	延人数	出席率	保育利用
12月16日(水) 1月20日(水) 2月17日(水) (全3回)	植物療法士 五十嵐郁代さん	20人	41人	205%	16人	47人	78.3%	7人
内 容	第1回：植物療法の基礎と風邪・インフルエンザ予防(ジェル作り) 第2回：植物の香りで冷え取り(アロマオイル作り) 第3回：不眠と鬱のための芳香療法(バスソルト作り)							
担当評価	<ul style="list-style-type: none"> ・20人の募集に対して41人の申し込みがあったため、受講者のニーズに応じたものを計画できたように思う。また、机の配置を5人程度のグループごとにしたことで、受講者同士の交流も持てた。 ・抽選で20人の受講者を決定したが、当日欠席する方が毎回数名いた。冬季の開催であったため欠席者を見込み、25人程度の抽選でもよかった。 <p>○ アンケート結果 受講生13人中、13人回答 非常に満足=5名、満足=6名、普通=2名</p>							

■女性のためのリフレッシュセミナー ストレッチ編

実施期間	講師	定員	申込数	応募率	受講者数	延人数	出席率	保育利用
1月25日(月) 2月1日(月) 2月8日(月) (全3回)	小山弘美さん	20人	31人	155%	26人	77人	82.8%	5人
内 容	第1回：ゆがみの改善と正しい姿勢について 第2回：ストレッチ体操（実践） 第3回：ストレッチ体操（実践）							
担当評価	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のストレスを発散させ、凝り固まった筋肉、たまりやすいお腹回りなどを楽しい音楽や講師の掛け声に合わせてストレッチし、みな毎回すっきりとしあつという間の1時間15分だった。 ・定員20名に対して31人の申し込みがあり、広報上越でタイトルを見てすぐに申し込まれたとおっしゃる方も多数いた。すべての講座に言えることだが魅力あるキャッチフレーズの大切さを痛感した。 <p>○ アンケート結果 受講生24人中、24人回答 非常に満足=17名、満足=6名、普通=1名</p>							

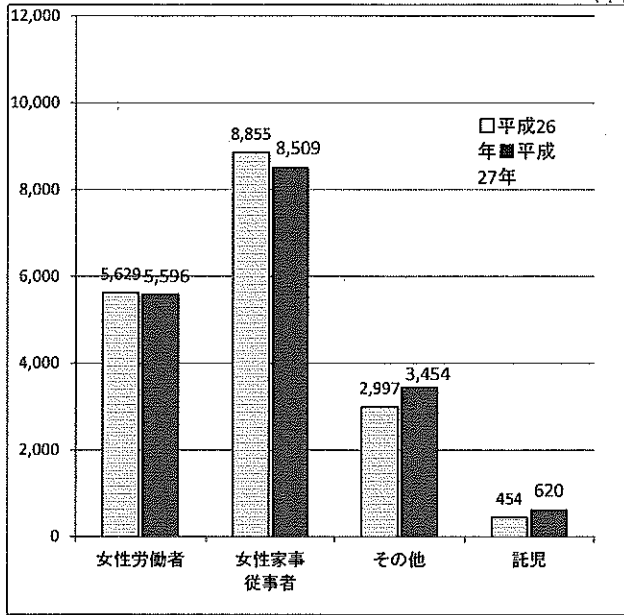
4 平成27年度 施設利用状況

◆種類別利用者状況

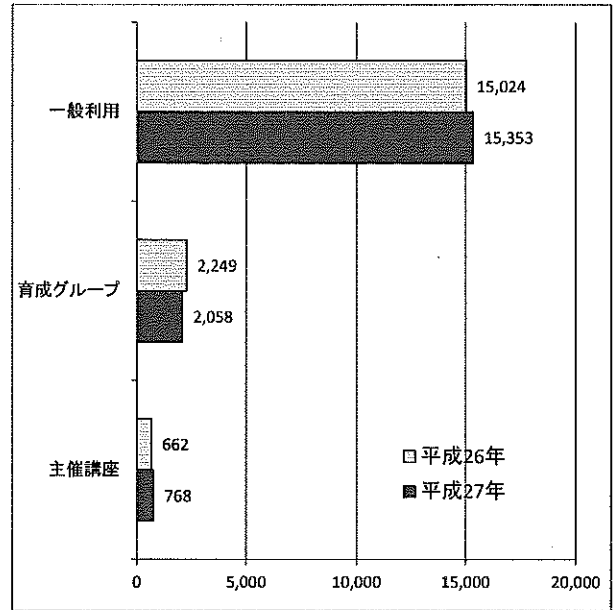
(単位:人)

	平成26年度					平成27年度				
	女性労働者	女性家事従事者	その他	託児	総数	女性労働者	女性家事従事者	その他	託児	総数
主催講座	13	202	8	439	662	15	78	55	620	768
育成グループ	624	1,570	55	0	2,249	1,125	910	23	0	2,058
一般利用	4,992	7,083	2,934	15	15,024	4,456	7,521	3,376	0	15,353
総計	5,629	8,855	2,997	454	17,935	5,596	8,509	3,454	620	18,179

(単位:人)

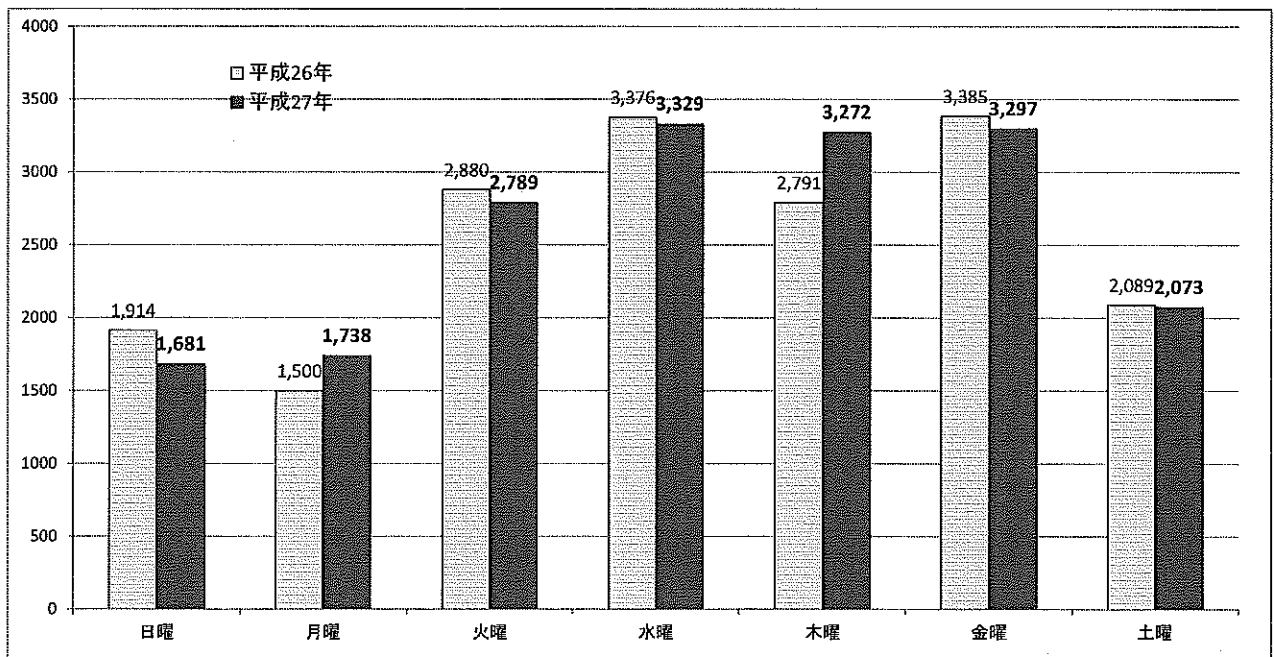


(単位:人)



◆曜日別利用状況

(単位:人)

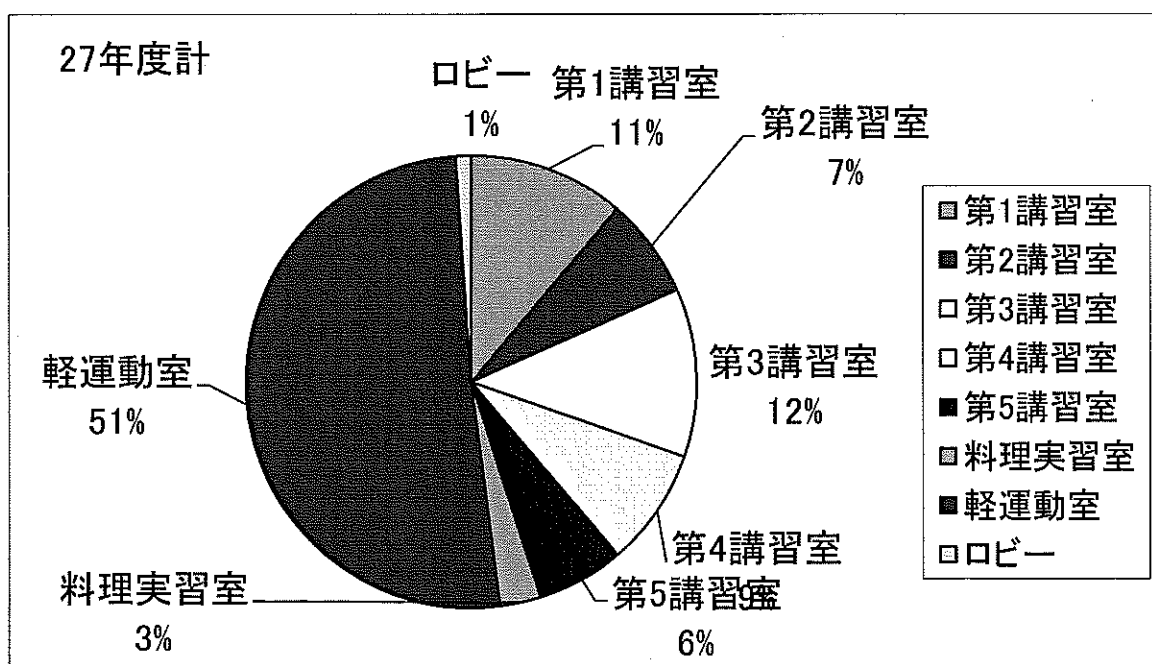


◆各部屋別利用者状況

単位:人

月	部屋	第1講習室	第2講習室	第3講習室	第4講習室	第5講習室	料理実習室	軽運動室	ロビー	計
4		211	157	181	130	80	0	813	0	1,572
5		178	111	154	111	88	7	628	0	1,277
6		149	112	199	121	83	79	895	0	1,638
7		173	89	181	140	83	96	811	0	1,573
8		180	94	134	97	104	37	870	199	1,715
9		212	132	190	119	93	47	799	0	1,592
10		195	107	221	139	112	39	796	0	1,609
11		210	128	210	97	127	38	738	0	1,548
12		130	132	191	146	114	32	733	0	1,478
1		106	67	143	138	53	25	618	0	1,150
2		109	81	161	143	93	29	716	0	1,332
3		168	102	222	154	102	100	847	0	1,695
27年度計		2,021	1,312	2,187	1,535	1,132	529	9,264	199	18,179
26年度計		1,637	1,470	1,802	1,494	1,092	753	9,566	121	17,935

* 上記数字は午前・午後・夜間の延利用者数



5 施設の概要

◆ 建物概要

敷地面積	1,451 m ² (439 坪)
建築面積	494 m ² (149 坪)
建築構造	鉄筋コンクリート 3階建
建築延面積	1,025 m ² (310 坪)
開館日	昭和56年4月27日

◆ 施設の内容

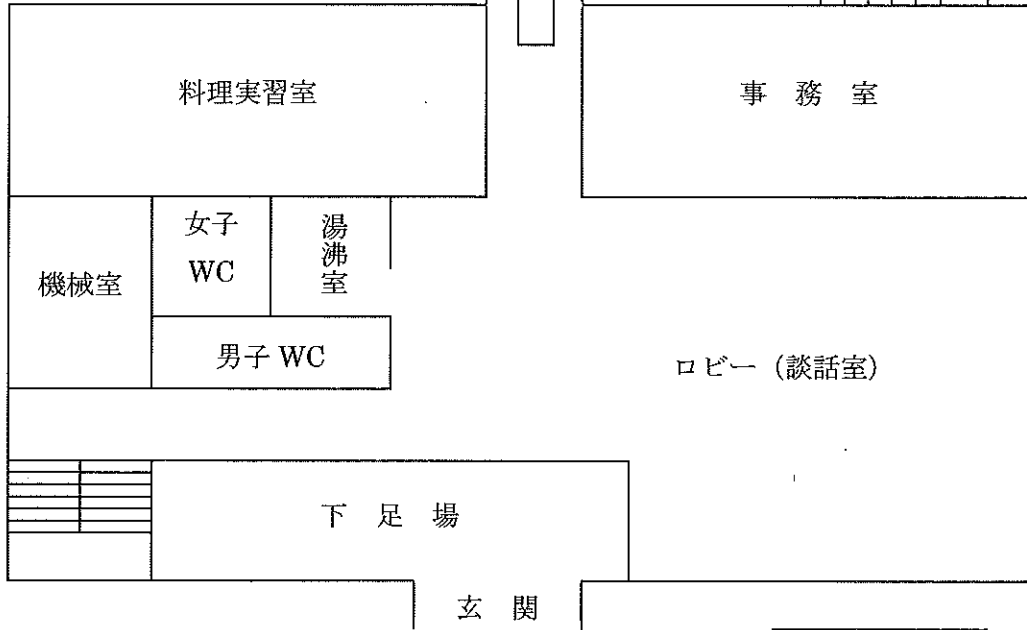
階	室名	面積	定員の目安	備品設備
1	事務室	68 m ²	—	マイク・館内放送・火災報知器・館内電話
	託児室 (公民館)	30 m ²	—	玩具・整理棚
	料理実習室	77 m ²	30人	調理台(5)・冷蔵庫・ガスオーブン(2)・電子レンジ(2) 食器棚・テーブル(5)・いす(30)・各種実習用具 瞬間湯沸器・黒板・手荷物棚・館内電話
	ロビー (談話室)	154 m ²	—	テーブル(6)・長いす(11)・公衆電話・テレビ 案内板
	湯沸室	8 m ²	—	瞬間湯沸器・ガスコンロ・茶道具
2	第1講習室	30 m ²	15人	黒板・図書用棚・長机(8)・いす(18)・館内電話
	第2講習室	30 m ²	15人	長机(8)・いす(18)
	第3講習室	20 m ²	8人	長机(4)・いす(10)・館内電話
	第4講習室	15 畳	15人	座机(10)・館内電話・黒板
	第5講習室	15 畳	15人	茶道用具一式(26人分)・鏡・座布団(30)・館内電話
	湯沸室	11 m ²	—	瞬間湯沸器・ガスコンロ・茶道具
3	軽運動室	229 m ²	200人	演台・演壇・長机(45)・いす(160)・卓球台(4)・黒板 グランドピアノ・館内電話

※第1・2講習室及び第4・5講習室は、つなげてお使いいただけます。

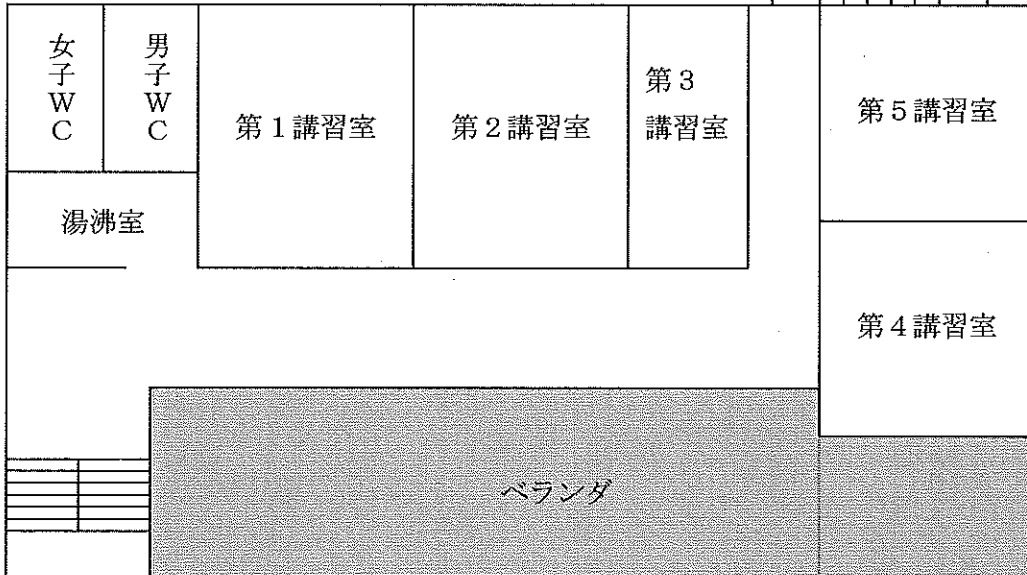
◆各室の配置

公民館内

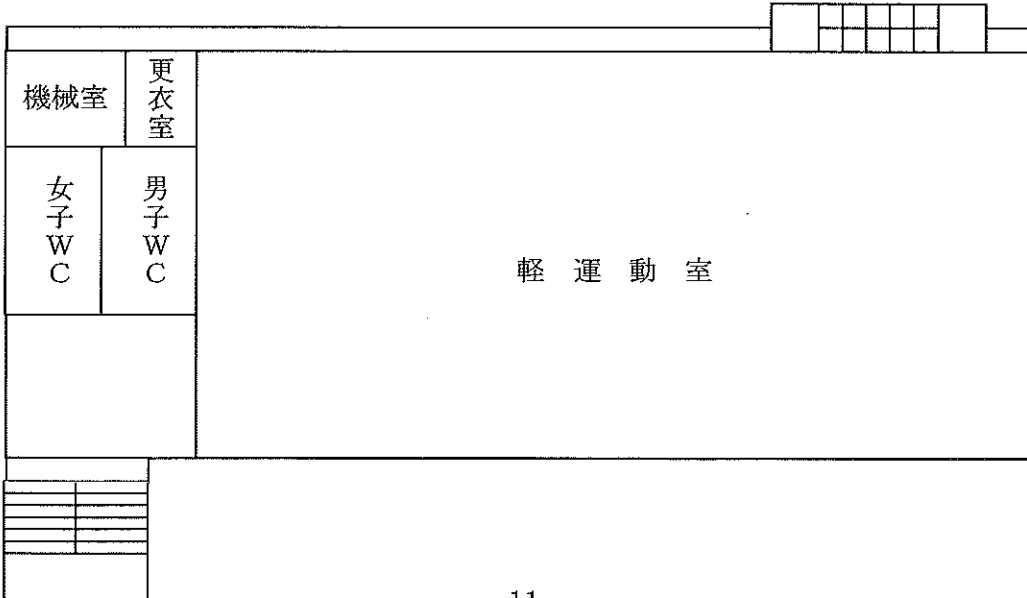
【1階】



【2階】



【3階】



6 活動グループ数

(育成グループ)

(自主グループ)

種 別	グループ数	構成人数	種 別	グループ数	構成人数
軽 運 動	2	61	絵 手 紙	1	10
ボランティア	1	12	踊 り	4	55
手 芸	1	6	音 楽	7	78
書 道	1	11	絵 画	1	10
短 歌	1	10	学 習	5	87
コーラス	1	45	華 道	3	61
俳 句	1	6	料 理	0	0
料 理	1	7	木 彫	1	5
万 葉 集	1	3	軽 運 動	13	200
			剣 舞	3	17
計	10	161	工 作	2	15
			コーラス	1	30
			語 学	3	24
			茶 道	5	64
			詩 吟	4	19
			手 芸	5	37
			青少年育成	1	35
			民 謡	5	58
			謡 曲	5	36
			そ の 他	10	119
			計	79	960

7 委員及び職員数

◆運営委員会委員 5名

設置法令

上越市女性サポートセンター条例（昭和56年条例第18号）第17条

◆職 員 （産業振興課の事務委任を受け、事業等を全て公民館が行う。）

17名（教育プラザ）

○上越市女性サポートセンター条例

昭和 56 年 3 月 28 日
条例第 18 号

(設置)

第 1 条 女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資するため、女性サポートセンターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 女性サポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市女性サポートセンター	上越市大手町 5 番 41 号

(事業)

第 3 条 上越市女性サポートセンター(以下「女性サポートセンター」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 職業生活及び家庭生活に必要な知識及び技能の習得のための講習、実習等に関すること。
- (2) グループ活動等の育成並びに各種の相談及び指導に関すること。
- (3) その他女性労働者の福祉増進に関すること。

(開館時間)

第 4 条 女性サポートセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 5 条 女性サポートセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第 3 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用者の範囲)

第 6 条 女性サポートセンターを使用できる者は、市内に居住する女性労働者及び勤労者家庭において主に家事に従事する女性並びに市内の事業所に勤務する女性労働者(以下「女性労働者」と総称する。)とする。ただし、女性労働者の使用に支障がない場合は、女性労働者以外の者に使用させることができる。

(使用の許可)

第 7 条 女性サポートセンターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(使用の不許可)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、女性サポートセンターの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 女性サポートセンターの施設及び設備を破損又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第 9 条 第 7 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を使用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用開始後にその全部又は一部を納付することができる。

(使用料の減免)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- (1) 市が主催する場合 使用料の全額
- (2) 市が共催する場合 使用料の 50 パーセントの額

(3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額
(使用料の還付)

第 11 条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用できないとき。 使用料の全額
- (2) 使用の取消しを使用日前 3 日までに申し出て承認されたとき。 使用料の 70 パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額
(特別の設備)

第 12 条 使用者は、女性サポートセンターに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は、女性サポートセンターの使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 管理上市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等によって使用者が受けた損害について、市長はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、女性サポートセンターの使用後直ちに使用した設備を原状に復さなければならない。前条第 1 項の規定により使用許可の取消し等が行われたときも、また、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、その費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第 16 条 故意又は過失により女性サポートセンターの施設、設備等を破損又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第 17 条 女性サポートセンターの適正な運営を図るため、上越市女性サポートセンター運営委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成 10 年条例第 19 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 12 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 63 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市女性サポートセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年条例第 49 号)

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

施設名	使用料(1 時間につき)
第 1 講習室(洋)	100 円
第 2 講習室(洋)	100 円
第 3 講習室(洋)	100 円
第 4 講習室(和)	100 円
第 5 講習室(和)	100 円
料理実習室	340 円
軽運動室	400 円

備考

1 営利又は営業上の目的で使用する場合の使用料は、定額使用料の 200 パーセントの額とする。

2 使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

○上越市女性サポートセンター条例施行規則

昭和 56 年 3 月 31 日
規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市女性サポートセンター条例(昭和 56 年上越市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 7 条の規定により上越市女性サポートセンター(以下「女性サポートセンター」という。)の使用許可を受けようとする者は、上越市女性サポートセンター使用許可申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、使用の許可を決定したときは、上越市女性サポートセンター使用許可書(第 2 号様式)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 10 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、上越市女性サポートセンター使用料減免申請書(第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、減免の可否を決定したときは、上越市女性サポートセンター使用料減免/決定/却下/通知書(第 4 号様式)により通知するものとする。

(使用料の還付)

第 5 条 条例第 11 条第 2 号又は第 3 号の規定に該当し、使用料の還付を受けようとする者は、上越市女性サポートセンター使用料還付申請書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第 6 条 女性サポートセンターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 風紀秩序を乱し他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他女性サポートセンターの職員の指示に従うこと。

(その他必要な事項)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年規則第 25 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 3 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 12 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 11 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市女性サポートセンター条例施行規則に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市女性サポートセンター条例施行規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

○ 上越市女性サポートセンター運営委員会規則

昭和 56 年 3 月 31 日
規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市女性サポートセンター条例(昭和 56 年上越市条例第 18 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき、上越市女性サポートセンター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上越市女性サポートセンター(以下「女性サポートセンター」という。)の運営に関する基本的事項を審議するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員若干人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 女性労働者を雇用する者の代表
- (4) 女性労働者の代表
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、女性サポートセンターにおいて処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 4 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

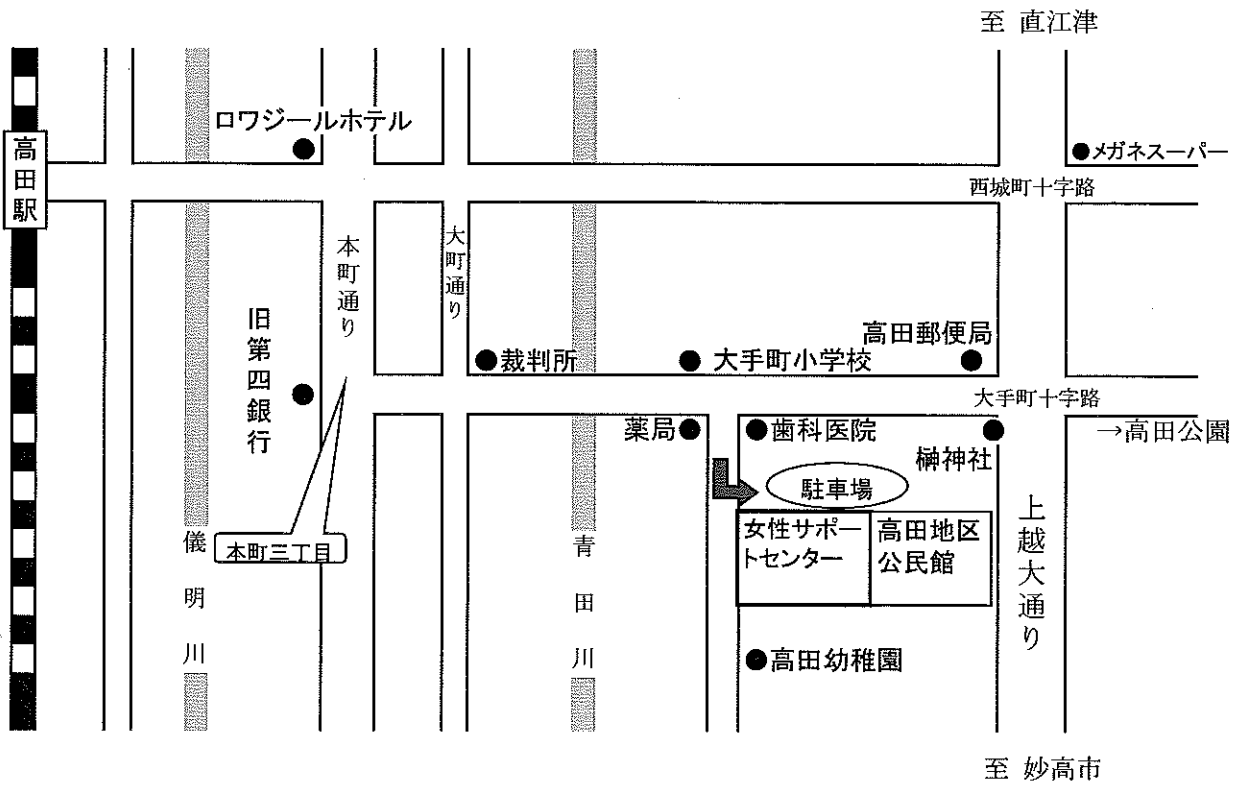
附 則(平成 13 年規則第 12 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

＜女性サポートセンターへの略図＞



上越市女性サポートセンター

住所: 〒943-0838

上越市大手町5-41

電話: 025-524-3106

FAX: 025-524-3170

平成28年度（2016年）事業概要

発行日 平成28年4月

編集・発行 上越市女性サポートセンター
（上越市立公民館）